

に一身上の都合ということでは前言は撤回して戴きたいと思ひます。

一十三番大塚源一 大だい米有藤議員の方よりそうした関係について撤回されたのですが、そういう関係で議会の比喩的方の御了承が得られるならばこの方法がよろしかろうと考えますが一つだけお願いしておきますが、そういう関係をこうであつた、ああであつたと言ふことを少なくとえ、かぎりぐちを議員のことを言わないようにしていただきたい。これが本人に対する今後非常に難かしい関係になつてくる、もしこれがまた表に出た場合にはこの問題が打ち返してなるので本議会が了承の上に立つては、これらの上は一際水に流していただきたいと特に要望いたします。

一十八番(田村祐二) 大だい米自治法の法の解釈がでておりますので見解をはつきりとしておきたいと考えます。少なくとも私達かそう

いう法の解釈をいたす時には常識としては手渡されております議員必携の実際の法の運用について一応新釈いたしましておる現況でありますがこの百十七条の法の精神からいつて低額するものかどうか又低額云々ということとは低額しなくて低額するやうなことを人がおこせばやむを得ないということになります。が法の解釈を事務局にこの問題について相当研究をされた状態であると思ふのはつきり見解だけはその問題とは別にここ

で結論を出していただきたいと思ひます。

事務局長(町田啓三) 地方自治法第百十七条について御説明申し上げます。まず最初に朗読いたします。普通地方公共団体の議会の議長及び議員は自己、若しくは祖父母、配偶者、子、孫、若しくは兄弟姉妹の一身に關する事件又は自己若しくはこれらの者の者の従事する業務に直接の利害關係のある事件につつてはその議事に参与することが出来ない、但し議会の同意があつたときは会議に出席し

発言することかでき百十七条は以上の通りでありますノ
これで一審問題になりますノのは自己えしくはこれらの者の
従事する業務に直接の利害関係のある事件ということですが
これは利害関係による事件が自己えしくは近親者の従事し
てゐる業務、例を申しますと会社の社長とか農協の理事とか
或は会社員等の利害に直接関係がある場合でござりますノ
そういう場合には百十七条の対象になるということでありま
すノ。

百十八番(田村祐二)ただいま一つの实例をあげられて法の解釈をされま
したのですが、たま／＼本件は大久保議員えとを違わず
に、そこで発言は過ぎてしまつてその実は違ひませんが今回
のごとき場合は百十七条に抵触するかどうかということだけは
はつきりいたしておいた方がむしろ有藤議員さんの理由を
追求するよりえかえつて結論的になるのではないかと思ひ
ますノ。

ますノ。

人と人との折衝でありますからそういう面を苦慮いたし
まして今回の問題は百十七条に只今有藤議員の場合には抵触す
るかどうか、これを局長の只今まで調査された範囲につい
て結論づけていたたきたい、少なくとも議会事務を置いて
おる以上は局長の分掌事項の研究というのには權威
をえつておらなければならぬし權威を持たせるべきで
あらうと考へておりますノのでこの点はつきりいたして
えらうたいと考へますノ。

一事務局長(田田啓三)百十七条の除外に該当するかどうかということは本
会議であればその議事整理権者である議長が会議に認
めて認定するのでありますノ。

委員会でありますれば委員会の議事整理権者である委員長
が委員会に認りまして除外に該当するかどうかを認定するえ
た。

のでありますので私といたしましてはそれに抵触するかどうかと言うことは今ここではお答えできませんで、宜敷く御了承下さるよう御願いたします。

一議長(石川信義) 御報告の件は御了解願えたえのと認めます。

次に議運の委員長の方から、比留根に御報告があります。

一三二番(村野弘) 本会議の形式であります。けれども本日、実例が出ましたように、理事者側より本議会に提案された、上提された議案に対して、重要案件のため、総務委員会に付託するという場合には、このプリントには一括してあります。けれども、閉会中に委員を附催いたしました。会期中の最後の日に議案を可決していただくというように、いつていきたいと思っております。尚、ここに日数を必要とする議案は、閉会中の継続審査の議決と書いてあります。が、委員会に於て日数を必要とするような議案を付託された場合には、その会期中に委員会を附催されまし

ても審議が出来ないということが起ると思っております。

その場合には、継続審査の議決をしていただき、閉会中、委員会を開催して審査をしていきたいと思っております。

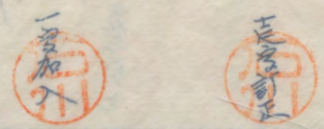
こういうように、一応案を立ててみます。けれども、比留根方の御趣意をいただいて、え、宜しかつたら、この形に、今後えつていきたいと思っております。

一議長(石川信義) 御意見、御質問あります。か。

一工費山下幸三 議運の委員長より、本会議形式の内容の説明があり

ました。が、大体、閉会から閉会にいたるまでの内容については、本則にのつた会議形式であります。とか、よう考えるのであります。が、その内容の中で、議案上程、その次に来る議案議決の問題であります。が、重要案件の度合をどのようになつて、いつたら、よいのか、言うのが、今後の運送委員会等で、妙技がなされると思っております。この議案議決の場合、福生町自体の

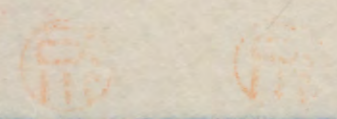
ただ今までの議会の議事の取扱い等の問題について考えて
 みますとこの議案議決と言うものは担当常任委員会に
 付託されるのが多いのであります。この辺が非常に
 ポイントになろうかと考えるのでこの内容はその会議方式
 へのつとつてそうした議事の取扱い方式については、その時
 々の状態に対処してゐるかどうかということをも又このことが
 とえすると議案の可決を急ぐ場合にそうした問題が法
 から感^考がえきますとよい方法ですがどうしてえ議決した
 いという案件が出た場合、しかしながら議員側といたしま
 しては非常に重要案件と考へたというような場合、理事
 者側との立^対発案による提出事項、そう言うような内容か
 でた場合どうするかその辺の見解を少し正してみたいとかよう
 に考へますのでそうした内容について、議運委員長さんの御
 答弁をお願いいたします。



一三三番(村野弘) お答えいたします

ただいまの山下議員さんの御説は御えつとえと思ひます

議運といたしましてえこの先程私の申し上げた言葉の中に
 重要な案件ということの御疑念だと思ひますが全部を法通
 リにいたしますと理事者より提案されまして議案を委員会に
 付託することは常道ではないかと思ひますが、小さい契約の
 承認とかその時の議会に於ては臨時がこれは今即決して
 えよかつというようにその言葉の解釈が非常にむづかしい
 大部この問題は議したのですか我々議運といたしましてえ
 勉強いたしました、実行に移して下さつと思ひますが何分
 宜敷くお願いいたします



一三三番(大久保郎) 本会議の会期の関係でこうした関係をとりつていくのは
 非常にこの考へ方については賛意を表するものであります
 ただこの場合議案議決ということは実際に委員会付託にし

ないのでよい問題なのであります。

これは契約締結同意方などという場合には当然これは理事者が行なうべき問題であるので、実際にはすぐできる問題である。こういう関係から当然即決する問題が沢山あるということは、はつきりいたします。

次に日数を必要とする議案の閉会中の継続審査ということを第一目にもつていふということとは、ちよつと^お決^ましいのではないかと思ふのですが、むしろ考之方が始めから日数を必要とするならば会期を十日にとつておくべきだと、これは会期中に問題を解決するという所の自治法によるところの本論であるので従つてこういう場合に於ては会期を十日にもつていつてみたが結果において十日間のうちに本議案が可決しただけなかつたという場合にそこで初めて日数を必要とする議案、この関係を閉会



中の審議ということになるので第一目にもつてこれをいれるということとはきづいてこの点私は修正をきづいてお願いしたいと考之ます。

一議長(石川信義) ただいま大久保議員の御意見について議長の委員長の考之方をお願いいたします。

一主査(村野弘) 大久保議員さんの御質問にお答へいたします。

確かに御指摘の点は我々も考へたのであります。が例えは反論するわけではありませんが、日数を必要とする議案はと失禮なお話に出ましたが色々遠くに調査にいくとか業者との接衝問題とか又公聴会の問題とか色々な問題がこれはやらなければならぬ議案であると前々からわかる場合もあるというふうな意見も出ましたので、どうかとは思つたのですが一番前に入れたのですが、御指摘の点で皆様がよろしいとおつしやればただ問題は閉会中には委員会を用いて法的に

審査できないという事になりますので、ここの所を閉会中の継続審査の議決を必要ではないかと思ひますので最初に入れておいたようなわけであります。

一十三番(大久保郎) 会期の関係で最初に五日となれば五日が会期でありますので、その間があるわけで、最後につくべきものである。

議案とソレのは当然理事者側より提案されるものであり、その案をよほどよく考へませんとある場合に執行機動的に考へ方を持ってくるやや難いすると大きな間違いを生づる、色々出張とか出てくるでしようけれど理事者はそういう問題に十分調べた上、そのものを議事に提出し議会はよいか悪いかということを決めるといふ関係からいいますと最初からこれ事態をのせてくるのは考へるべきではないかと思ひます。やはり最善を尽くした後に於て会期中にできなかったという場合に於て閉会中の審査を行なうべきだと、かように考へる

一十三番(大久保郎)

ので当然これは最終にのせるべきだとかように提案申し上げります。

一十三番(村野弘) 長だいまの御説ごえつとあります。

議案といひましたしこれを作りましたのは案でございまして、今大久保議員さんの御意見が皆様の御質問を得ましたら我々としてそれに対応して、又皆様に次にはつきりした線を報告したいと思ひます。

一十三番(山下幸三) 大久保議員から会期の問題については日程の第一日目に入れるということに誠にこのましくないと、かような提案がなされたわけですが確かに考へ方によつてはかように基本的には考へられるし又通常本会議形式が午前九時ないし十時から始めて午後五時に終るといふようなのが本会議形式であると会期延長ということとは当然なされてくるというふうな通俗的な立場からそういうことと考へられます。

この内容については第一日目の最終時間をえつてこれが達せられると考えられるのでありますが、内容的には十分研究の要はあろうとかように考えるのでありますが、日数の問題が当然第一日目に午前九時から初まりますと五時に終るといふようなことは、これは地方会議方式になされておる特に予定決算等の審議については相当の日数を要するというのが継続的なものであります。こうした考へがどこを目標としてやるかという所を十分、研究の要があると思ひます。

一十八番(田村祐一) ただ今の久保委員又は運営委員長の意見等もありますので、いづれ議会に経緯をたどりますと一昨年からの議会運営委員会の設置又は議会事務局の常設とかありましてまだ一研究過程にあると思ひますので、色々な人によりまして運用上の意見があると思ひますが、それらを更に研究いたしまして、ただ今議会運営の委員長さん申し

ておりまして、かそういうような観点に立つて再検討をしていただく、我々勉強でありますので、結論を出していただく、いかにいかに言うように考へます。

特にこのような問題については先程来特に申し上げてありますが、他の議会の運営その他の状況等、非常に参考になりますので、法の解釈え、そういうところにあると思ひますので、事務局の方で更に勉強していただく、いかに要望いたします。

一十九番(久保保郎) こうした立派な法式をとる上になつてはやはり、そうあるべきで、勿論町長が提案する。その議案は我々議員としては出来るだけ早く解決するというのが本来の意志であると思ひます。又陳情、請願等の問題もこれは住民からの請願は法律に基づきまして、我々議員は出来るかぎり早く審査にえつていくということであり、しかし、そういう関係に立つて出来るだけその会期中に審査をするというのは本来であ

る、けれども審査をした結果が不可能であつたという場合に初めてこれが継続審査となるという関係になつて当然われく考えられる福生が先行して、いくべきではないかと我々が一つの請願を取り上げて、その請願を審査するにあつては少なくとも、その請願に同意をえち、この請願を審査する関係なうばこれはもう長期間ということを考えることはない審査をした結果は非常にむづかしい問題と関連して、これかいうことからおきまして継続審査になるということ、これが本当の審査で私はこうした立派な方法をとるのなら、そのような方法をとるのが本来であらうと私はかように考へます。

三三番(村野弘) ただいま大勢の方々から御意見をいただきまして誠にありがとうございます。

私共議運としていたしましてこの面に対しまして特に大久保

さんの意見を尊重いたしまして次の議会がございますからその時に御返事申し上げるといたしまして議運でもう一度検討してみたいと思ひます、定数くお願い申し上げます。

一議長(石川信義) 本件につきまして議運の委員長が申されたように御協力をお願ひ申し上げます。

(異議なしと呼ぶ声あり)

一議長(石川信義) 実は五月二十日に西多摩郡の議長会がございまして、

本年が役員改選の時期にぶつかりまして私共は福生の方の御意見に従ひまして西多摩郡の議長会の副会長を引き受けてまいりましたのでここに御報告申し上げます。会長は羽村の議長、副会長二名一名は秋多町議長、幹事は日の出議長、私共は慣れでわかつたことばかりで又そのような対外的な面に足を運ぶことが多々と思ひますので是非福生の方の御協力を格段とお願い申し上げます。

たま／＼本年の西多摩郡の議長会の会長が丁度田村議長さんの出られた大きな線え浮び上がったておりますので色々な面に留守になりがちとなるかえ知れませぬので是非共この点御認識いただきまして御協力願いたいと思ひます。

一議長(石信義) 次に町長より議員各位にお願いがあるところであります。

一町長(瀬古清蔵) 長時間にわたりましていろ／＼御審議いただきお疲れの所お願い等がございますので、血敷くお願いいたします。

清掃事業の関係であります。／＼予定通り実行します。／＼ので非常に苦勞しておりますが会期を延長してみまして尚かつ条例の御審議をいただくわけですが、この事業に連関いたしまして、町会長と衛生協力会長さんの合同会議をえちまして色々と事業実施に対しましての協力を求めたわけですが、四日の日曜日の午後一時から町会長さんと衛生協力会長さんにもう一度よつてくださつて色々と研究した点、実施にうつ

つた場合の協力を求めるわけであります。

これに対しまして先般のこの会合の席で町会長さんの強い発言がありまして、お願ひ申し上げるわけですがすなわち町民の代表である議員さんが、われ／＼の会合に一人は顔を見せないでいかということとは甚だべえというふうな御要望がありまして、そういう席には議長さん初め関係の議員さん方には出席していただく、色々と要望事項をお願いしたいとそこで四日の二時より開催される予定の町会長並に衛生協力会長さんの合同会議の席上へ正副議長さんと常任委員長さんそれから明日委員会を開催していただく、又続てでは甚だ御迷惑であります。／＼主管の委員会の委員長さん初め委員各位に御出席いただきたく、かようをお願い申し上げます。

一土着(山下幸三) 議員の署名の件であります。／＼町といたしましては最終的な議会の時に署名の御承認を求める具合になっております。

が法律の規定は最初にやる又は最後にやると二通りあるのですがこの問題については従来通り最後の場合でやるということに我々も考えまして他の町村議会市議会等を見ますと最初にやっているとところえ大部ありますがこの点はどのようなのか御意見を拝聴していただきたいかように考えるものですが従来通りでよろしいかこの点一つお願いいたします

一事務局長(町田啓三) 私から申し上げます

ただ今山下議員さんの方から御発言がありました。が署名議員の日程のなうべ方でありすがこれは山下議員さんがおつしやられますように大体初めにもつていつていつる所が多し枠であります。これは日程の最初に指名する場合と後に指名する場合とあります。が今まで市の例を見ますと最初の方が多し枠であります。

一三番(渡井明) ただ今の署名議員の指名でございすが私は最初に

やつてえ後でやつてえ一長一短があると思ひます。

よつてえ町の会議は前例に従ひまして後ということに決^まつておるわけです。私はあえて先にやうなくてえよつのではないかと考へます。

一議長(斎信義) ただいまの三番議員より従来通りでございしかえなつと御提案があります。が従来通りやつていくことに御異議ありませんか。

一十八番(田村祐二) 署名議員というのはその日の議事を後で全部確認してそのための署名議員としての責をつくるのであります。もしも最初に指名いたしましたして一身上の都合がありました。途中で退席する事態があつた場合にえし前もつて決めてしまつと一応署名議員を後更しなければならぬということに相な^らうかと考へるわけです。

そのようなかうみあわせも考へました場合、どちらがよろしいか。

一宮町正

一宮町正